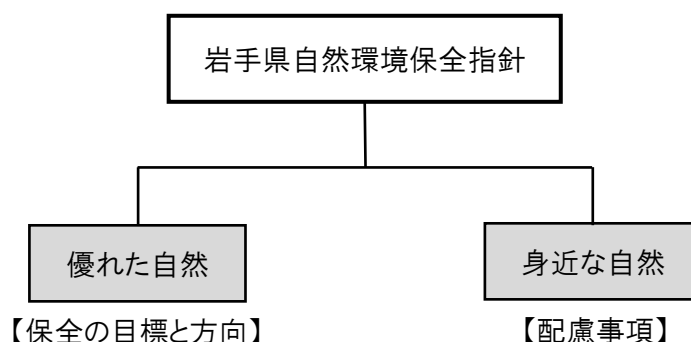


岩手県自然環境保全指針改定の概要

1 岩手県自然環境保全指針とは

- (1) 岩手県自然環境保全指針は、本県の自然環境を総合的に評価し、保全の方向を示すものとして平成 11 年に策定され、公共事業や開発行為等の事業実施における基礎的資料として活用されています。
- (2) 指針では、本県の自然環境を「優れた自然」と「身近な自然」の2つの視点から捉えて取りまとめています。
- (3) 「優れた自然」は、自然環境を学術的な重要性、希少性、貴重性で捉え、それを一定の基準により評価し、保全の目標と方向を示しています。
- (4) 「身近な自然」は、自然環境を親しみやすさ、ふれあいという視点で捉え、緑地や水辺などの区分に応じた環境保全上の配慮事項を掲げています。

【岩手県自然環境保全指針の構成】



2 指針の改定について

平成 11 年の指針策定以降、環境省の自然環境保全基礎調査結果や「いわてレッドデータブック」の公表・改定などがあり、新たな調査資料や情報、知見が蓄積されたことから、今回、本県の自然環境の現状に合わせて指針の見直しを行うこととしたものです。

主な変更内容は、「優れた自然の評価」では、環境省や県の実施した自然環境調査や既存文献等により最新のデータに更新するとともに、「20 万分の 1 シームレス地質図」や三陸ジオパークなどの新しい情報による評価の見直しを行いました。

また、「身近な自然」では、各市町村に再調査を行い、現況を踏まえた最新の情報に更新しました。